

令和8年7月30日

【照会先】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 指導課

課長 阿部 幸伸

課長補佐 野口 研

(電話) 045 (211) 7380

報道関係者 各位

「令和7年度 個別労働紛争解決制度の施行状況等」を公表します

～ 総合労働相談件数は6万8千件を超え、前年度比8.1%増 ～

神奈川労働局（局長 宿里 明弘）は、このたび令和7年度の「個別労働紛争解決制度」※1（個々の労働者と事業者間のトラブルを対象とした「総合労働相談」※2、「助言・指導」※3、「あっせん」※4）の施行状況等を取りまとめましたので、公表します。

神奈川労働局では、総合労働相談コーナー等に寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働関係紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】**1 総合労働相談件数は高止まり。助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数は前年度より減少。**

内 容	件 数	前年度比
総合労働相談件数	68,783 件	8.1%増
民事上の個別労働関係紛争相談件数※5	16,383 件	1.9%増
助言・指導 申出件数	423 件	3.9%減
あっせん 申請件数	271 件	11.4%減

2 民事上の個別労働関係紛争における相談では、「いじめ・嫌がらせ」が14年連続で最多。「雇止め」に関する相談は、前年度比+9.2%と急増。

- ・民事上の個別労働関係紛争の相談では、「いじめ・嫌がらせ」が2,778件と最多であるが、前年度比33.3%減で3年連続減少※6。
- ・「雇止め」が1,004件であるが、昨年度の919件から前年度比で9.2%増。

3 助言・指導の申出では「雇用管理改善等」の件数が最多。あっせんの申請では「解雇」の件数が最多。

- ・「雇用管理改善等」の助言・指導の申出は、44件（前年度比13.7%減）と最多であるが、「雇止め」の申出が28件と増加（前年度比33.3%増）。
- ・「解雇」のあっせん申請は、41件（同18%減）と最多であるが、「雇止め」の申請が32件と増加（前年度比3.2%増）。

- ※1 「個別労働紛争解決制度」：「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、総合労働相談コーナーにおける「総合労働相談」、都道府県労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの制度がある。
- ※2 「総合労働相談」：県内14か所（神奈川労働局、各労働基準監督署内、横浜駅西口S Tビル内）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。
- ※3 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して、解決の方向を示すことで、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。
- ※4 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※5 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に関するものを除く。）
- ※6 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメント^注に関する相談については同法に基づき対応されるため、「総合労働相談」のうち「法制度の問い合わせ」や「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上され、「民事上の個別労働関係紛争のいじめ嫌がらせ」の相談件数には計上されていない。同法のパワーハラスメントに関する相談件数は、令和7年度で4,091件あり、前年度比32.9%増である。

注）職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる、以下の①～③の要素をすべて満たすものをいう。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの

個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

総合労働相談コーナー

労働局と労働基準監督署及び横浜駅西口に設置 | 県内14か所

令和7年度 総合労働相談件数
6万8,783件

うち、●法制度の問い合わせ
※1 (4万4,589件)

●労働基準法等の違反の疑いがあるもの
(1万2,392件)

●民事上の個別労働関係紛争相談
(1万6,383件)

内訳 ①いじめ・嫌がらせ 2,778件
※1 ②労働条件引下げ 1,923件
③自己都合退職 1,886件

関係機関

- 神奈川県
 - ・かながわ労働センター
 - ・労働委員会
- 裁判所
- 法テラス 等

情報提供
連携

取り次ぎ

**労働基準監督署
公共職業安定所
雇用環境・均等部**

関係法令に基づく
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

労働局長による助言・指導

●申出件数 (423件)

内訳 ①雇用管理改善等 44件
②労働条件引下げ 29件
③雇止め 28件

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

紛争調整委員会によるあっせん

●申請件数 (271件)

内訳 ①解雇 41件
②雇止め 32件
③退職勧奨 28件

●処理件数 (424件) ※2

助言・指導の実施 (417件)
取り下げ (6件)・打ち切り (1件)
その他 (0件)

●処理件数 (250件) ※2

合意の成立 (70件)
取り下げ (24件)・打ち切り (152件)
制度対象外 (3件)・その他 (1件)

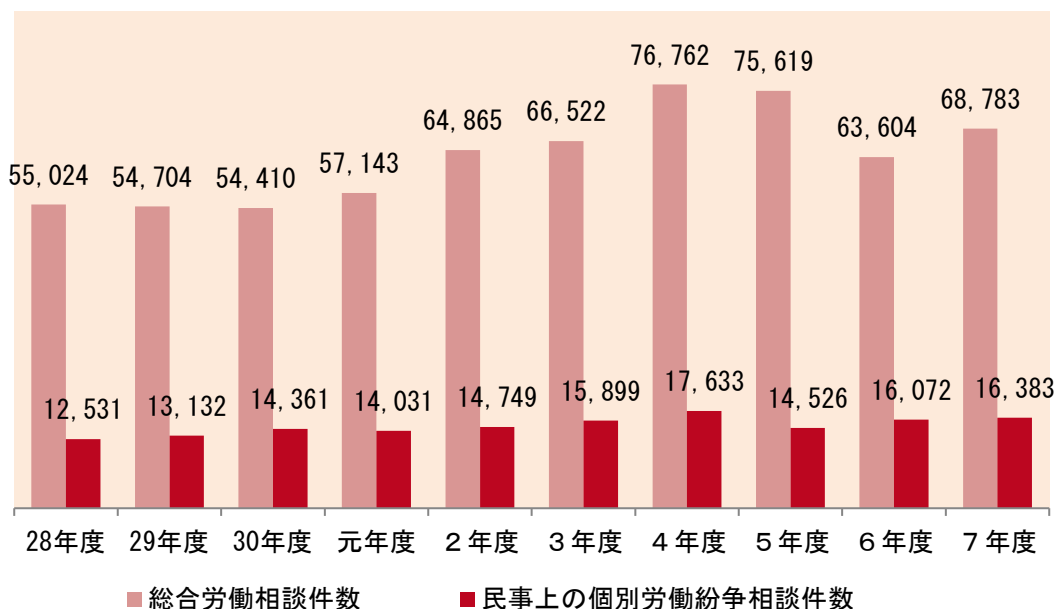
※1 1回で複数の内容にまたがる相談、申出、申請が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 それぞれの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出または申請があったものを含む。

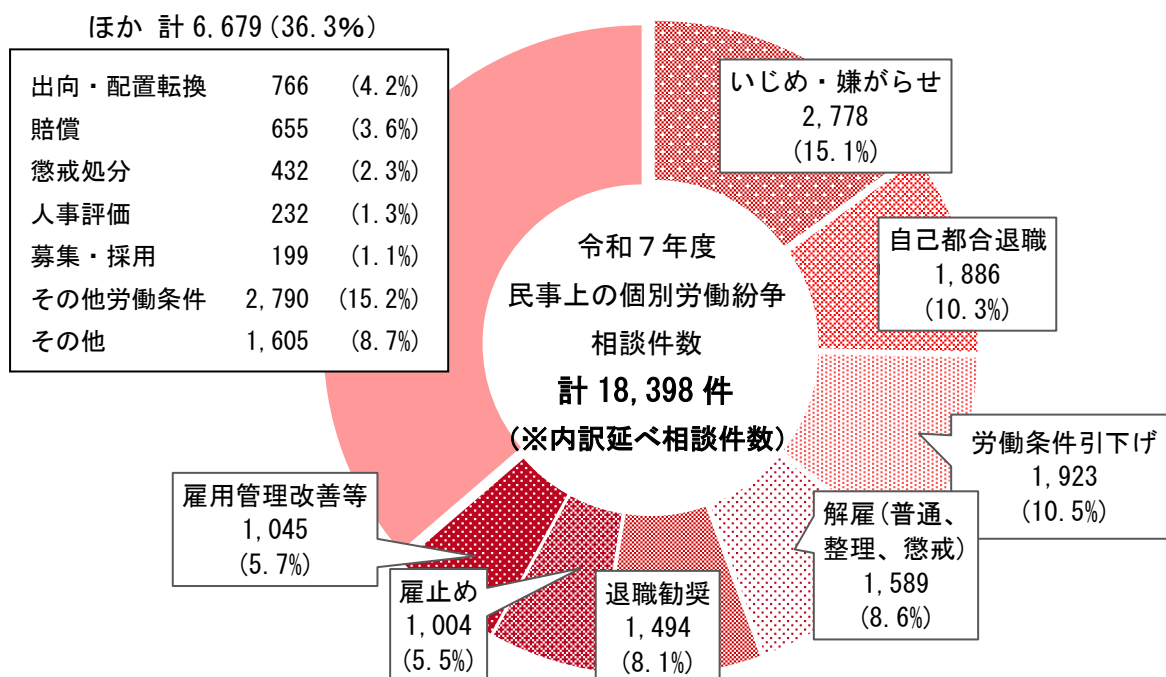
I 令和7年度個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

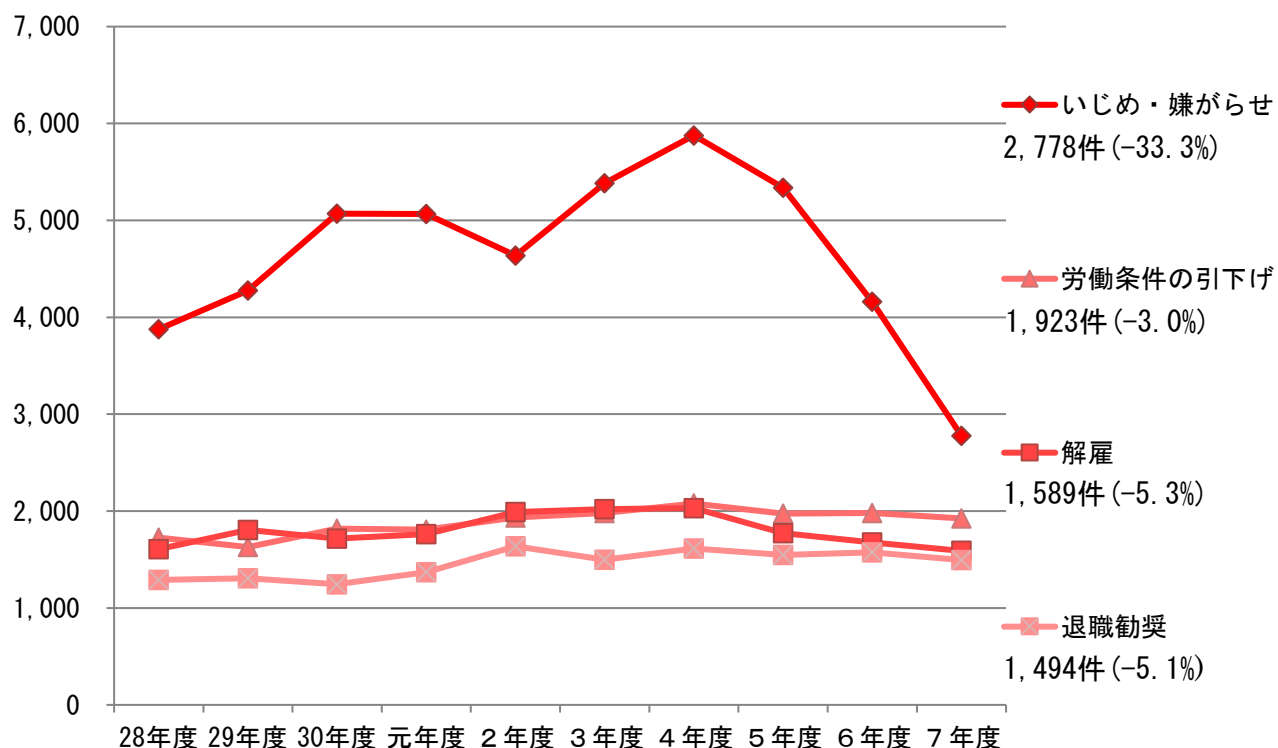


(2) 民事上の個別労働関係紛争 | 相談内容別の件数



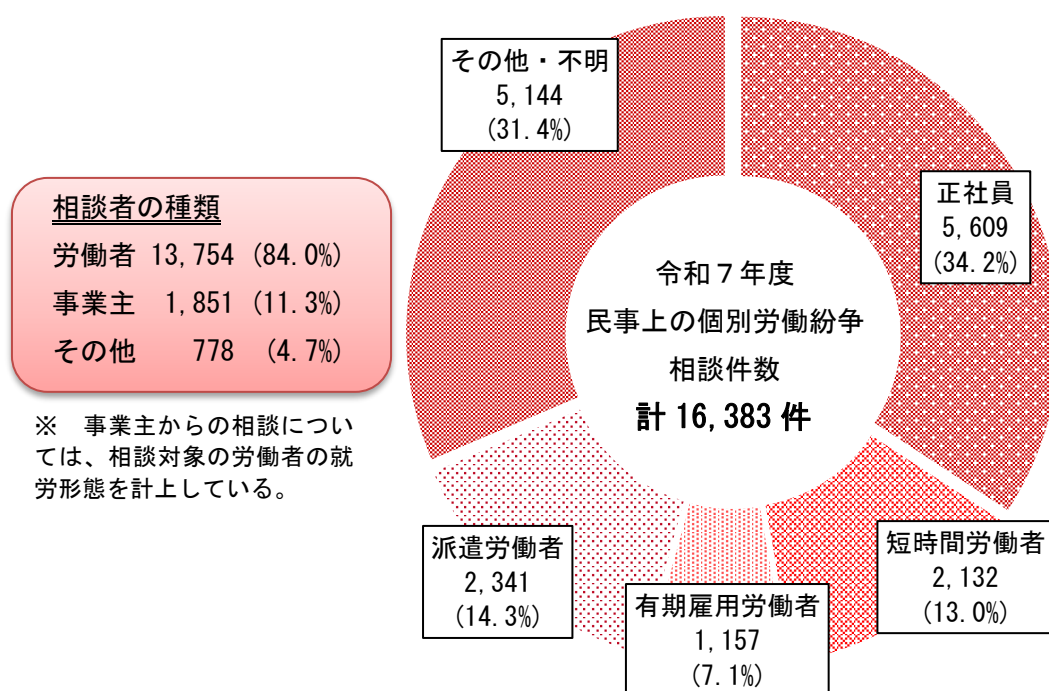
※ () 内は、内訳延べ相談件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は、100%にならないことがある。なお、内訳延べ相談件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合に、複数の相談内容を件数として計上したもの。

(3) 民事上の個別労働関係紛争 | 主な相談内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

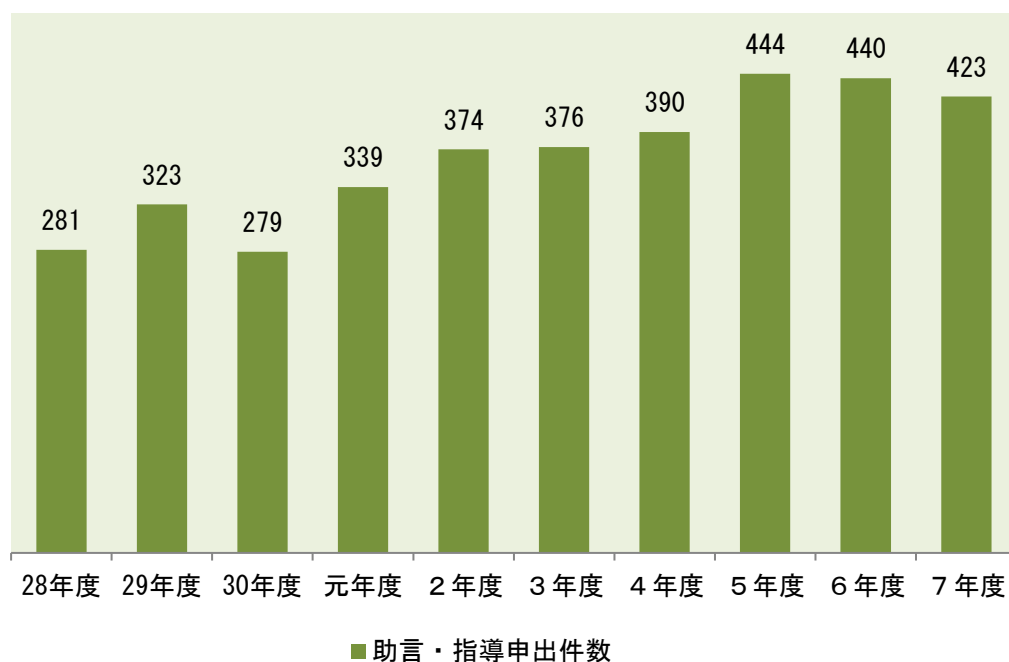
(4) 民事上の個別労働関係紛争 | 就労形態別の件数



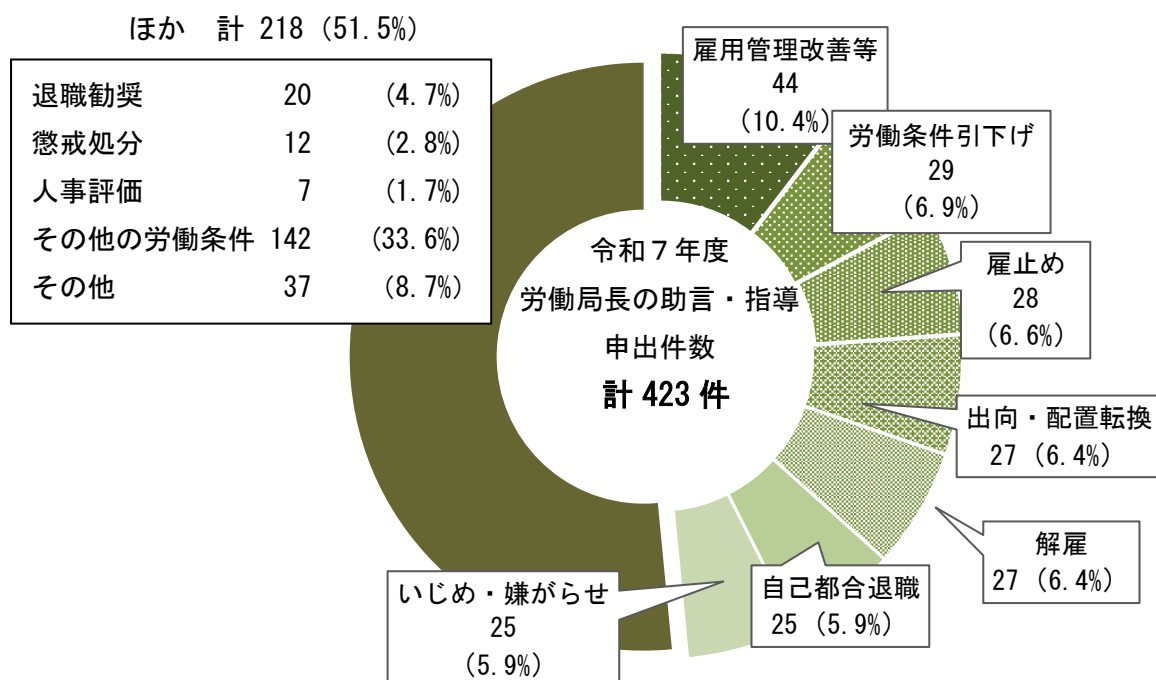
※ () 内は合計件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は100%にならないことがある。

2 都道府県労働局長による助言・指導

(1) 申出件数の推移

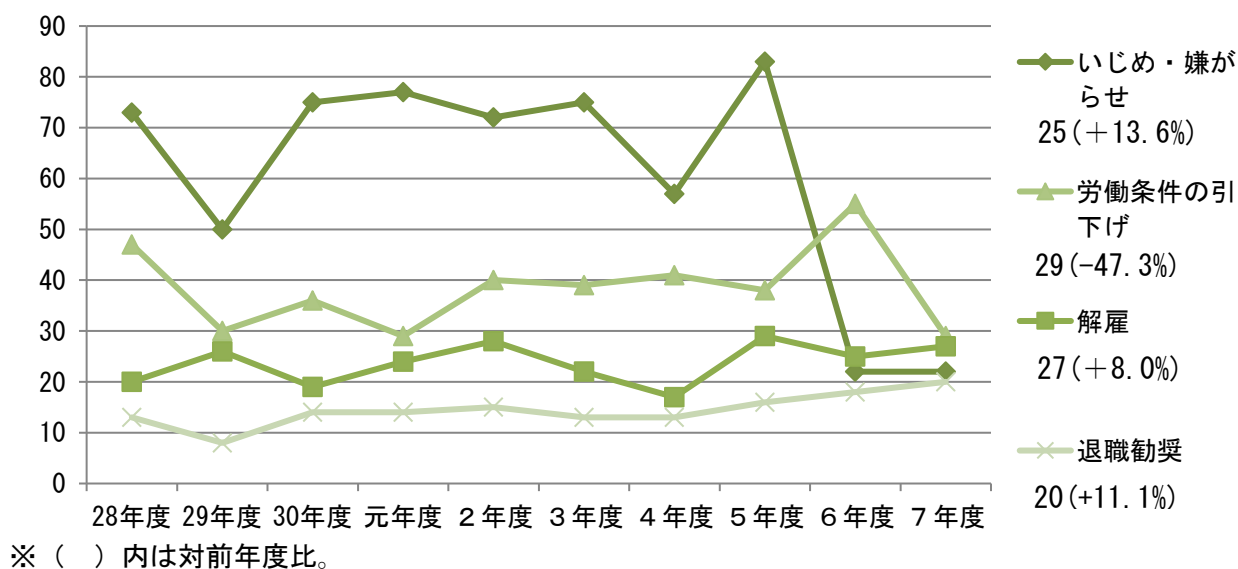


(2) 申出内容別の件数

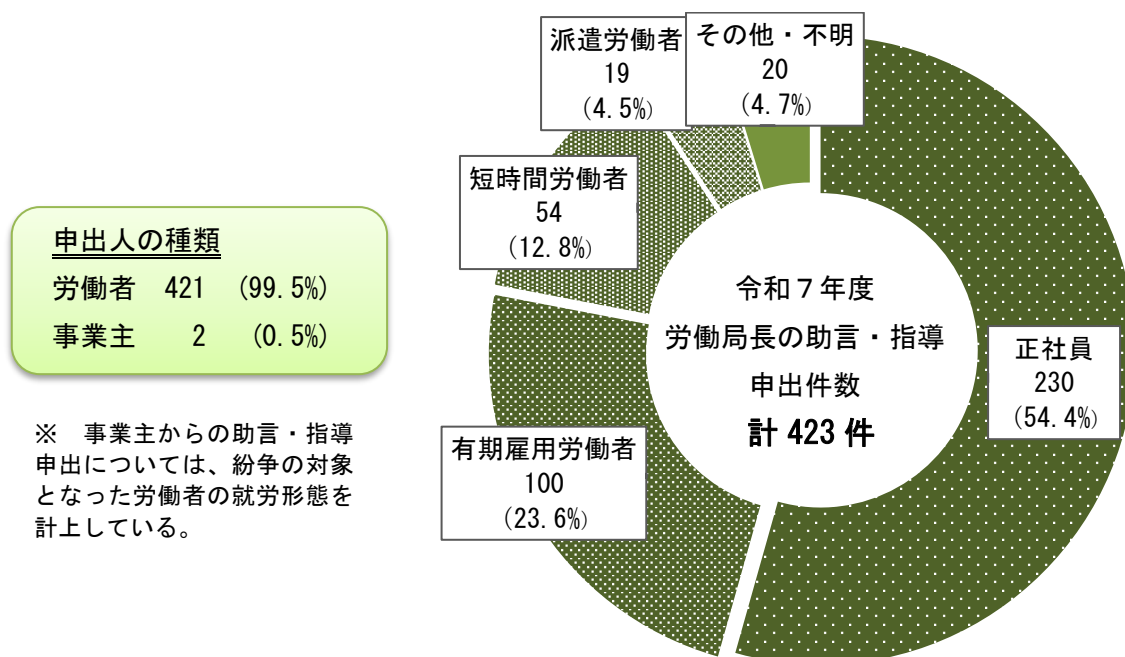


※ () 内は申出内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(3) 主な申出内容別の件数推移

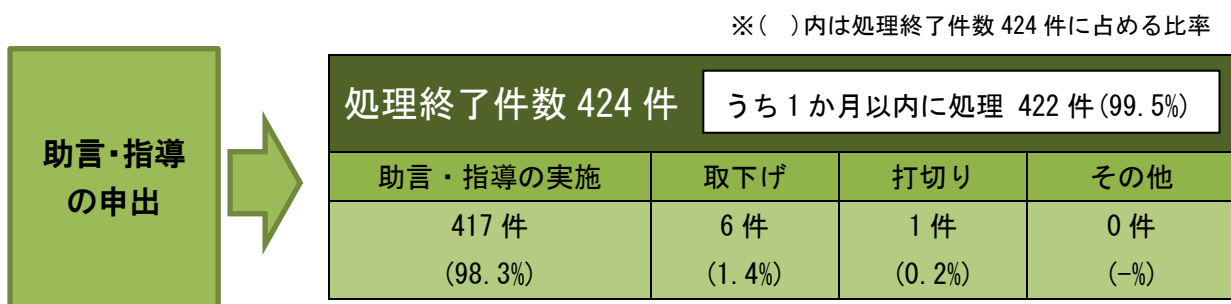


(4) 就労形態別の申出件数



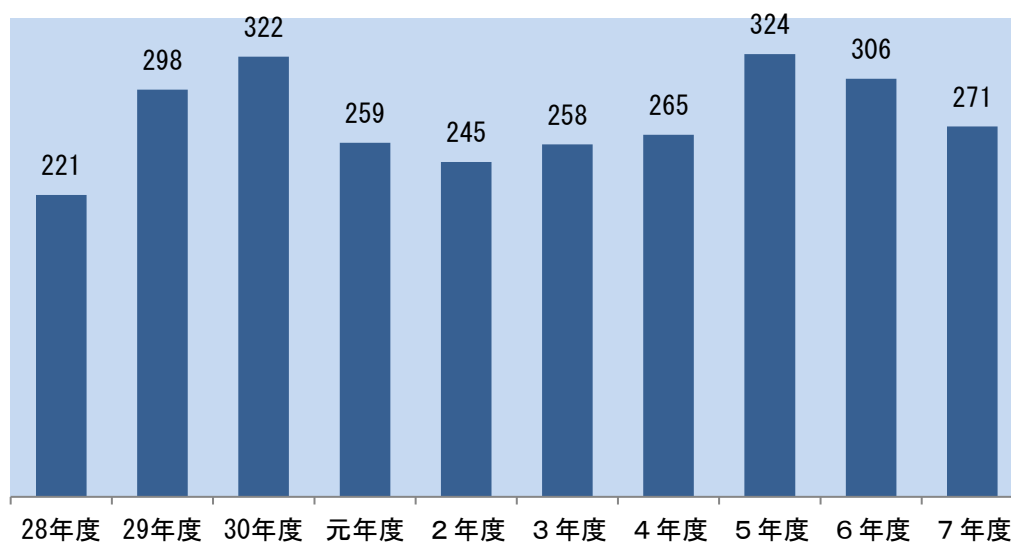
※ () 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

(5) 助言・指導の流れ及び処理状況

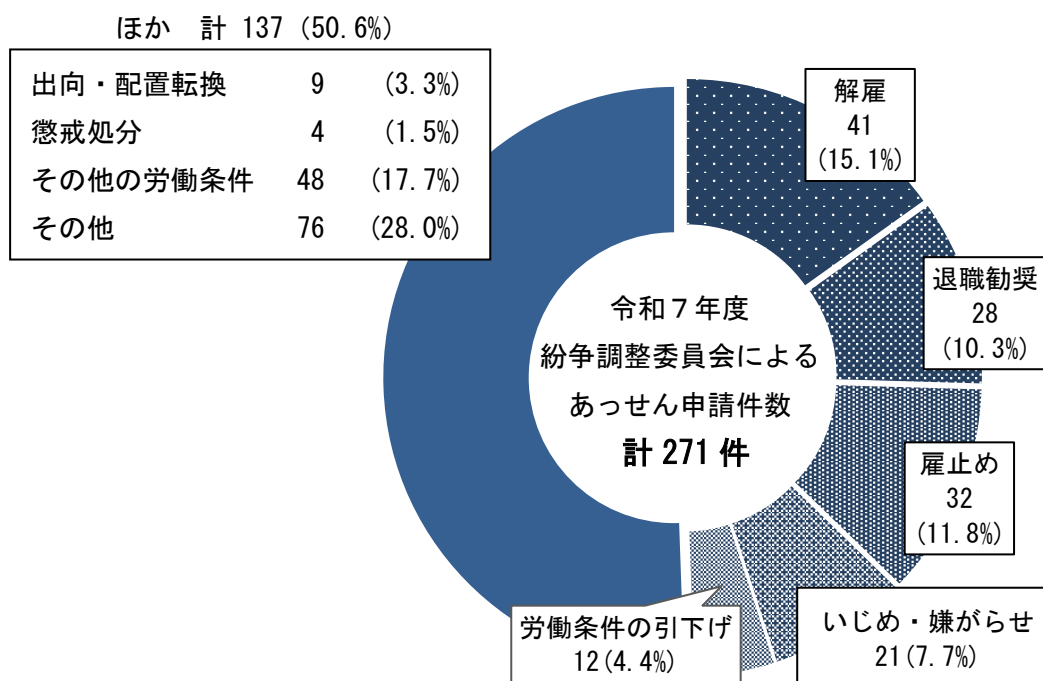


3 紛争調整委員会によるあっせん

(1) 申請件数の推移

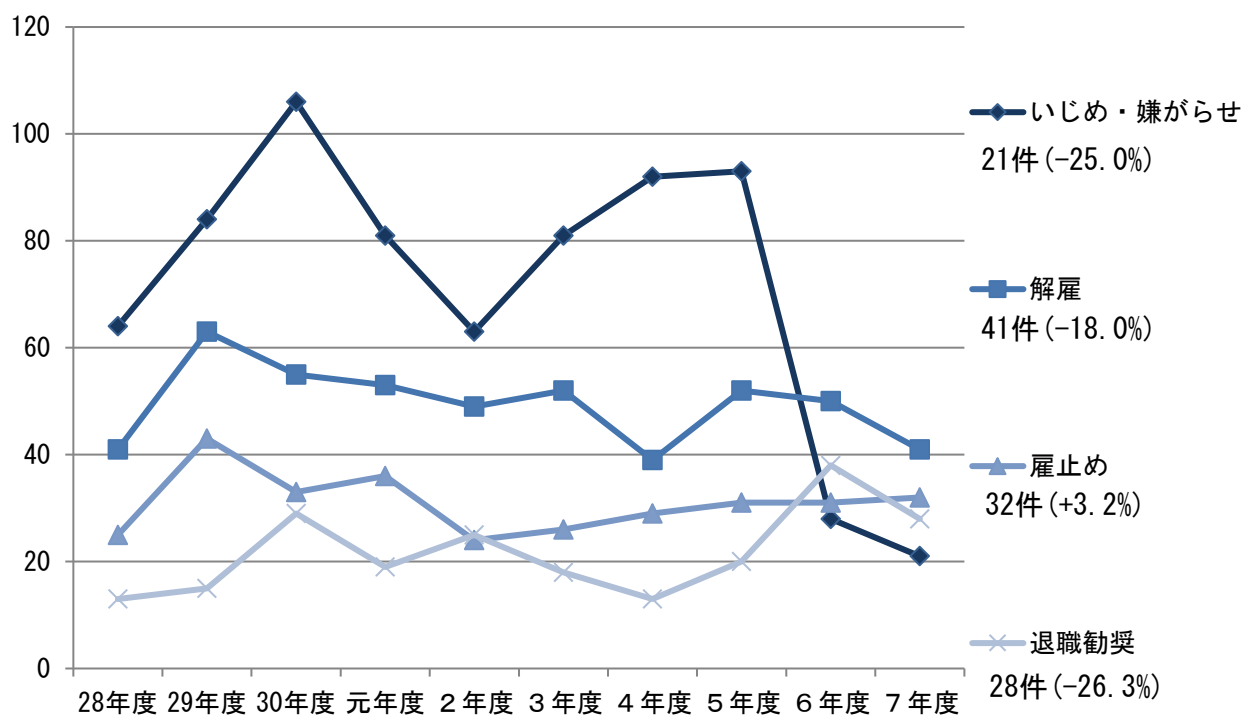


(2) 申請内容別の件数



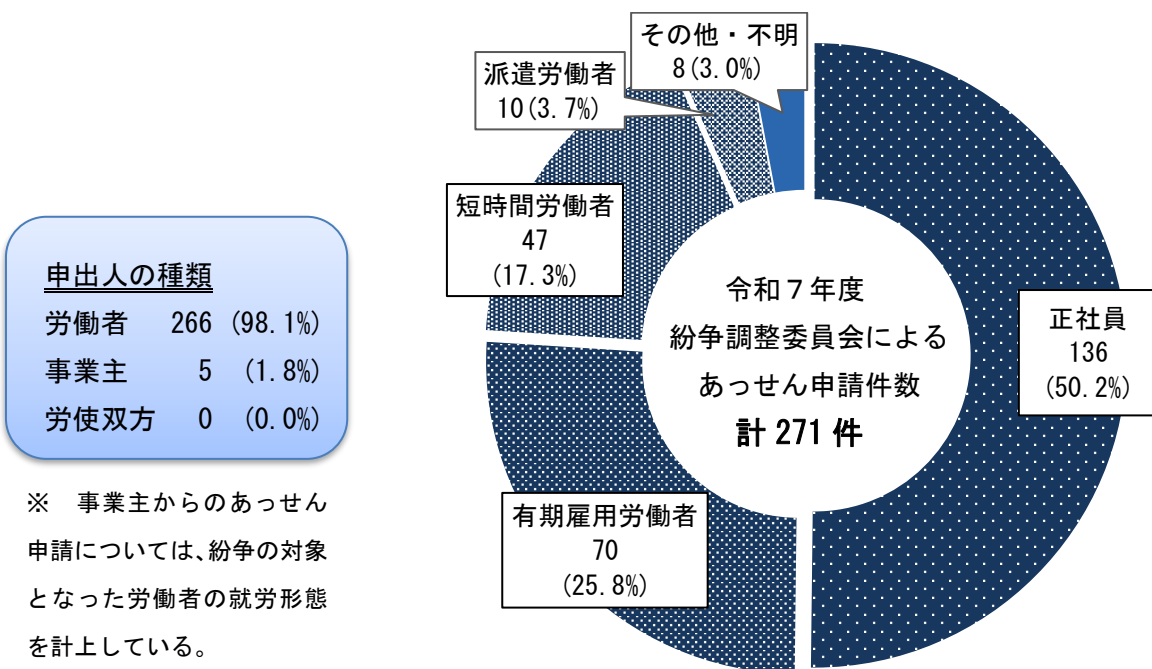
※ () 内はあっせん申請件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は 100%にならないことがある。

(3) 主な申請内容別の件数推移



※ () 内は対前年度比。

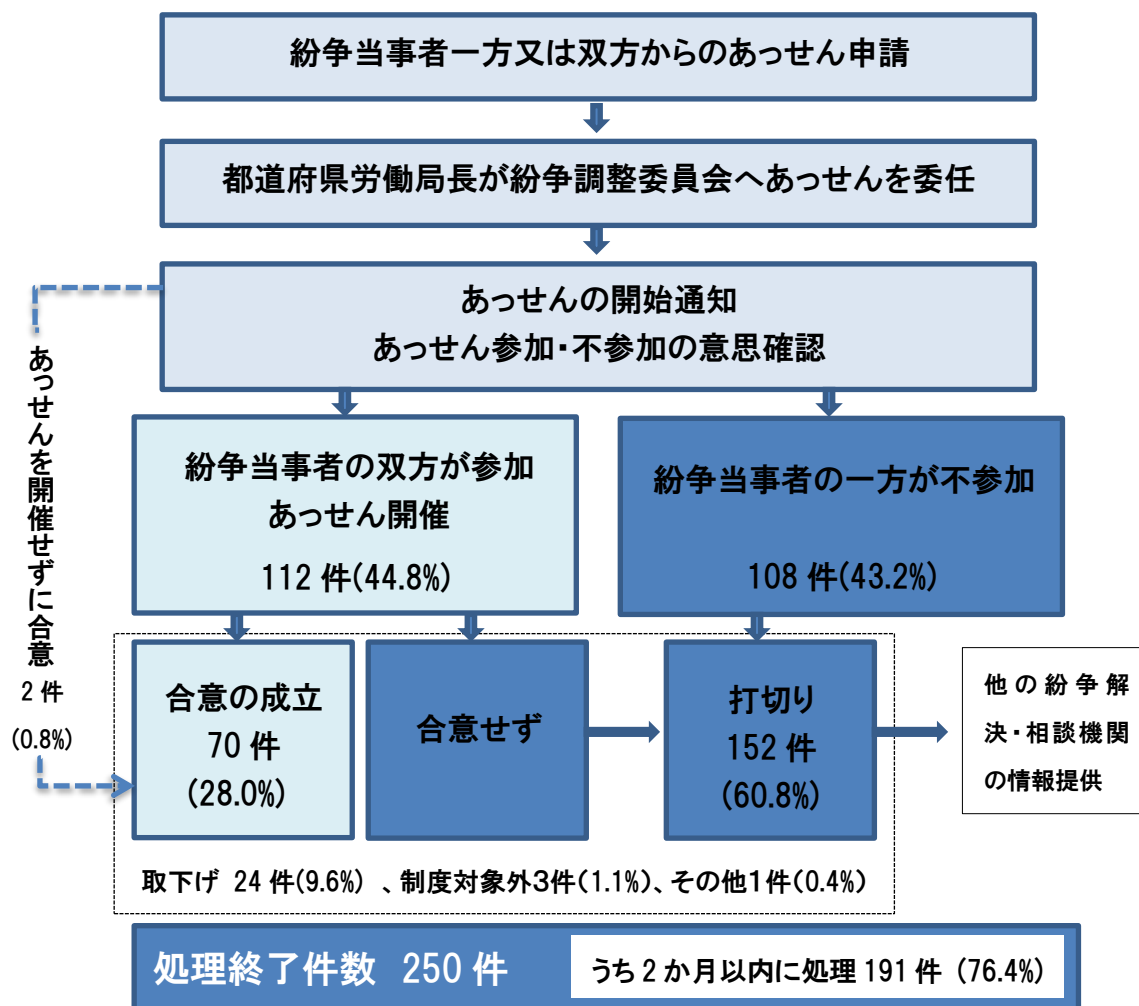
(4) 就労形態別の申請件数



※ () 内はあっせん申請件数に占める割合。四捨五入により端数処理しているため、割合の合計は 100%にならないことがある。

(5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

※()内は処理終了件数 250 件に占める比率



(6) 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／処理終了件数	48.9%	53.3%	55.8%	51.1%	48.6%	44.8%

(7) あっせんにおける合意率の推移

合意率	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
合意成立件数 ／処理終了件数	28.3%	31.0%	32.2%	28.3%	25.7%	28.0%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	63.0%	58.3%	56.3%	54.8%	52.9%	61.3%

令和7年度の助言・指導とあっせんの事例

助言・指導の例

事例	労働条件の変更に関する助言・指導
事案の概要	申出人は事業主から、7～8月の勤務時間を変更するが、これを拒む場合は自己都合退職となるといった話を受けた。申出人は、退職の意思はないため、勤務時間や勤務日数について配慮を求めたが、事業主がこれに応じなかったため助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容・結果	・ 事業主に対し、<u>労働契約法第8条に基づき、労働条件の変更は労使双方の合意によって成立するものであり、一方的な不利益変更は無効となる可能性があることを説明</u>した上で、話し合いによる解決を図るよう助言した。 ・ 助言に基づき、事業主と申出人との間で話し合いが行われた結果、7～8月の勤務時間が見直され、引き続き勤務することとなった。

あっせんの例

事例	採用内定取消に関するあっせん
事案の概要	申請人は、専門学校卒業後に、国家資格の取得を条件に被申請人事業主から採用内定通知（労働条件が明示されていた。）をもらっていたが、当該国家資格の合格発表の直前に採用内定が取り消された。申請人は、自身の<u>採用内定取消の撤回又は、慰謝料及び損害賠償</u>を求めてあっせんを申請したものである。
あっせんのポイント・結果	・ あっせん委員が事業主の主張を確認したところ、申請人には迷惑をかけたと考えているが、業績が悪く申請人を雇用できなくなったとのことであった。事業主は、求められている金額の全額を支払うことはできないが、申請人が譲歩するのであれば検討する旨申し出た。 ・ これを受けて、あっせん委員が申請人に事業主の意向を伝え、解決案の調整を行った結果、<u>解決金として20万円</u>を支払うことで双方合意した。

神奈川労働局管内総合労働相談コーナー 一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
神奈川労働局総合労働相談コーナー	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 13 階 神奈川労働局 雇用環境・均等部指導課内	045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	220-0004	横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 11 階	045-317-7830
横浜南総合労働相談コーナー	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階 横浜南労働基準監督署内	045-274-8295
横浜北総合労働相談コーナー	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3 階 横浜北労働基準監督署内	045-274-8319
横浜西総合労働相談コーナー	240-0023	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階 横浜西労働基準監督署内	045-287-0268
鶴見総合労働相談コーナー	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18 鶴見労働基準監督署内	045-279-5482
川崎南総合労働相談コーナー	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2 川崎南労働基準監督署内	044-381-5279
川崎北総合労働相談コーナー	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9 川崎北労働基準監督署内	044-381-9435
横須賀総合労働相談コーナー	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階 横須賀労働基準監督署内	046-823-0858
藤沢総合労働相談コーナー	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階 藤沢労働基準監督署内	0466-23-7223
平塚総合労働相談コーナー	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3 階 平塚労働基準監督署内	0463-43-8615
小田原総合労働相談コーナー	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9 階 小田原労働基準監督署内	0465-22-7151
厚木総合労働相談コーナー	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル 5 階 厚木労働基準監督署内	046-401-1965
相模原総合労働相談コーナー	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階 相模原労働基準監督署内	042-752-1427

(令和8年4月1日現在)